**夫婦共同扶養について**

被保険者の子については、配偶者と同等の責任があることから夫婦共同扶養と考えます。

配偶者が被扶養者となっていない場合、子をどちらの被扶養者とすべきかは事由発生から一年間の収入見込みにより判断します。

ただし、事業所から支給される扶養手当などは二人ともないものとして収入を比較します。

（出生時の新規認定時と条件を揃えます）

育児休業中の方は現在の標準報酬月額が維持されるものとして考えますが、賞与予想額は各事業所の通例により計算してください。

それぞれ昇給昇格や育休終了時の時短勤務など現時点で想定される要素も含みます。

参考資料として過去一年間の賃金台帳、確定申告書写しなどをご提出ください。

相手方の健康保険組合で不認定通知が出ている場合はそちらも写しをご提出ください。

【収入判定チャート】



厚生労働省の指導により、男女の区別なく配偶者の収入を確認するよう運用を変更いたします。

令和6年度より、子の扶養異動届を提出する際は、配偶者が被扶養者となっていない場合には、配偶者の収入証明を添付の上、申請頂きますようお願いいたします。

資料が不足している場合、認定の判断に時間を要する場合がありますのでご理解いただきますようお願いいたします。

扶養認定判定の例

どちらも夫側が当組合の被保険者とします。

